

(様式第 1 号別紙 1)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 わくわく茨城生活実現事業に関する報告及び立入調査について、茨城県知事及びつくば市長から求められた場合には、それに応じます。
 - 2 以下の場合には、つくば市わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要項に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から 3 年未満につくば市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) つくば市わくわく茨城生活実現事業・マッチング支援事業、起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内につくば市以外の市区町村に転出した場合：半額
- (就業の場合のみ)
- (5) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額